

令和 6 年度 第 2 回伊予市環境審議会 会議録

日 時 令和 7 年 2 月 12 日（水） 10 時から 12 時

場 所 伊予市庁舎 3 階庁議室

出席委員 治多 伸介、篠崎 健一、對尾 眞也、友澤 有希子、村上 亮子
田畑 勉、福岡 逸朗、日野 桂子、岡崎 晃

事務局 産業建設部長 三谷 陽記
環境政策課 久保 貴比古、松田 智樹、清家 康仁、堀端 公美子
北谷 智史
上下水道課 高井 保雅、山田 仁

傍聴者 なし

1 開会

伊予市環境基本条例第 26 条第 2 項の規定により、過半数の出席を得ていることから、会議の成立を確認した。

2 議事

(1) 伊予市環境基本計画等の進捗状況について

(会長)

議事の (1) 伊予市環境基本計画等の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料 1、伊予市環境基本計画は、伊予市環境基本条例第 9 条に基づき、伊予市が目指す環境像の実現のための基本施策を定めるものである。

具体的な展開として下表【計画の施策体系】のとおり、4 つの環境目標とその施策の方向性を定めている。

2 ページから 6 ページ、先ほどの【計画の施策体系】別に各課の取組と、取組の効果を客観的に把握するため、定めた成果指標を記載している。評価基準は、目標を達成している「◎」、目標に近づいている「○」、目標に近づいていない「△」の三段階で評価している。

環境目標 1 では、大気、水、振動、騒音等の監視、市の環境や魅力の市内外への発信、文化財やまちの景観に関する取組を記載している。成果指標には表の 3 つを設定しており、概ね目標値に近づいている。

環境目標 2 では、自然環境の保全・管理、農林水産業との共存、生態系に関する取組を記載している。成果指標には表の 5 つを設定している。経営耕地面積は農林業センサスの数値を参考としているため、今回の指標では令和 3 年度の数値が最新となっている。また、

経営耕地面積は目標値を下回らないことを目標とし、評価基準と一致しないことから、評価方法等は担当課と検討予定である。

環境目標 3 では、環境に配慮したエネルギーの導入や、廃棄物の適正処理、気候変動への適応策の取組について記載している。成果指標として表の 7 つを設定している。市域の温室効果ガス排出量、市域のエネルギー消費量は、国等の各種データを収集して集計し、令和 3 年度が最新情報となっている。令和 3 年度に温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量が増加した要因は、新型コロナウイルス感染症に起因する経済停滞からの回復により、エネルギー消費量が増加したことなどが考えられる。

環境目標 4 では、環境学習の推進、環境保全活動の推進の取組について記載している。成果指標として表の 3 つを設定している。環境関連団体数は、ボランティア清掃を実施した団体・グループを集計したものである。参加人数が大幅に増加しているのは、企業主催の大規模な海岸清掃イベントが開催されたことに伴う増加となっている。

環境基本計画の進捗状況については以上である。

(会長)

では、御意見、御質問を頂戴したい。

(会長)

目標がいつも「◎」というわけにはいかない現状は理解する。その一方で「△」も結構あるという感覚を受けた。来年度に向けた志というか気持ちのような前向きなご意見を伺いたい。

(事務局)

3 ページ、経営耕作面積と生物多様性関連のイベントの開催回数について評価が「△」となっている。生物多様性関連のイベントに関しては、出前講座や環境教室等での要望が、海洋プラスチック関連に圧倒的に偏った状況である。子どものニーズに合わせたイベントに集中しすぎたこと、また、本市は自然環境が豊かなため、生物多様性への取組がおろそかになっていた点については反省すべきだと認識している。将来的には開催について検討していきたい。過去にはパネル展やイベントの開催も行っていた。経営耕作面積については、所管課と連携し、目標達成に向けて取り組みたい。

5 ページ、気候変動への適応策にいて徐々に政策を進めている段階で、まだ期間も短いため、現時点では難しい状況である。ホームページにも掲載しているが、補助事業等でネットゼロエネルギーハウスや電気自動車の推進、公共施設の LED 化など、エネルギー消費を抑制する政策を今後進めていく段階にある。評価にはもう少し時間がかかると考えている。デマンドタクシーの利用は、所管課は異なるが、令和 7 年度から回数券の販売方法や予約方法の変更が導入されることで、目標達成に向けて少しずつ改善されるのではないかと考えている。

6 ページ、環境関連団体数が基準年度より減少している。目標は現状維持としており、さまざまな補助事業を展開している。今後も現状維持できるよう努めていきたい。

(会長)

事務局の前向きな対応がよくわかった。

先ほどの話、生物多様性と海洋プラスチックのイベントを一緒に行うことはできないか。
(事務局)

内部で協議し検討したい。例えば、イワシに含まれるマイクロプラスチックを環境教室で調べる案もあったが、民間企業が開催することになり、別の分野に変更して実施しなかったケースもある。将来的に開催を検討したいと考えている。

(会長)

委員の皆さんから何かないか。

(委員)

3 ページ、鳥獣捕獲の部分について、近年、鳥獣被害がかなり多い。現在、狩猟期間が設定されており、その期間外では狩猟が禁止されている。狩猟期間を設定せず、年間を通じて捕獲が可能とすることで、繁殖時期にも捕獲でき、頭数を抑制することができる。また、補助金も年間を通じて支給されるように検討してほしい。別の会でも同内容の提案をした。ただし、年間にとすると 1 頭の補助単価が下がると聞いているが、年間で狩猟できる良い方法があるのではないかとと思う。

(事務局)

所管課である農業振興課へ情報提供する。

(会長)

続いて、資料 2、伊予市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）令和 6 年度進捗状況報告について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料 2、伊予市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画」であるとともに、上位計画である「伊予市環境基本計画」に掲げる地球温暖化対策に関する施策の実現に向け、地球温暖化対策の個別計画として位置付けている。

2. 温室効果ガスの排出量の表をご覧ください。市域の温室効果ガスは国等の各種データを収集して推計し、令和 3 年度が最新データとなっている。市域では、運輸部門の排出量が最も多くなっている。次いで、産業部門、家庭部門、業務のその他部門の順となっている。運輸部門の排出量には、家庭用・事業用を含む自動車、バス、電車、鉄道、船舶からの温室効果ガスの排出量が含まれる。一般に、輸送量が増加すれば二酸化炭素の排出量も増加する。輸送量は景気の動向等に左右されるため、運輸部門における二酸化炭素の排出量の削減を、輸送量の増減に関わらず確実なものとするには、効率のよい輸送や、電気自動車等への転換を促進することが重要となる。

3 ページから 6 ページ、基本方針として 4 つを掲げ、基本方針別に各課の取組と、取組の効果を客観的に把握するために、定めた進行管理指標を記載している。評価基準として、環境基本計画と同様に三段階で評価している。

基本方針 1 では、再生可能エネルギーの導入促進について記載している。進行管理指標

は、表の 2 つを設定している。令和 5 年度は指定避難所等を含め公共施設への再生可能エネルギー導入可能性調査を実施し、太陽光発電システムの導入や、LED 照明への転換等の調査を行った。調査に伴い、本庁舎への自家消費型の太陽光発電設備の増設を行っているが、設置箇所数は増加していない。

4 ページ、基本方針 2 では、省エネルギー設備の導入、ZEB 化について記載している。進行管理指標は、表の 4 つを設定している。令和 5 年度から個人向け ZEB 補助金の検討を行い、令和 6 年度より補助金の受付を開始している。今後さらに企業向けの補助金の検討や、県・国等の補助金の情報発信などを進めていく。

基本方針 3 では、運輸部門における取組を記載している。進行管理指標は、表の 1 つを設定し、ガソリン車の公用車の更新に伴い電気自動車への転換を進めていく。

基本方針 4 では、ごみ処理の効率化、廃棄物の適正処理等の取組について記載している。進行管理指標は表の 2 つを設定し、概ね目標に近づいている。

今回の各課の取組と成果指標等を基に、今後の取組について検討を進めるとともに、目標と取組、成果指標との関連付け等を再度確認し成果指標の見直し等も進めていく。

以上で、伊予市環境基本計画等の進捗状況についての説明を終わる。

(会長)

では、御意見、御質問を頂戴したい。

(会長)

感銘を受けた点がある。6 ページ、市民 1 人あたりのゴミ排出量が劇的に減少しており、目標の 750g を令和 12 年度までに達成している。市民の方々の素晴らしい活動の成果であり、また、事務局や市の皆様の広報活動の成果だと思っている。事務局の皆様、その理解でよろしいか。

(事務局)

確かに、目標を達成しており、指定ゴミ袋などの施策を継続してきたことが効果を上げていると思う。もちろん、私たちの努力もあったかもしれないが、市民一人一人が積極的に取り組んでいることが大きな要因である。実際、アンケート結果でも、市民がきちんと分別を実践していることが分かった。水切りなどもきちんとしており、分別の取り組みが進んでいる。また、アンケート結果では「指定ゴミ袋制度」を今のままで継続することが望ましいとの意見も出ており、市民の努力が非常に大きな成果を上げていることがわかった。

(会長)

皆様、ぜひこの流れを引き続き継続していただきたい。

(事務局)

補足ですが、ごみの減少が見られたのは 5 年度からである。その時期にごみ処理の広域化が進み、松山市への持ち込みが始まった。それに伴い、処分基準の影響がない範囲で若干変更された。市民の皆さんがごみの処分からリサイクルに繋げる努力をされたことも、減少に大きな影響を与えたのではないかと考えている。

(会長)

いずれにしても市民の皆様の成果だと思う。

(委員)

車の件ですが、4 ページに記載されている市民・事業者向けの電気自動車補助金の取り組みについて、実績 20 件と書かれている。実は、私は国からの補助金のみを理解していたが、市でも補助金を出しているのか。これは国の事業だけに関するものなのか。

(事務局)

国の補助金は最大 85 万円程度ですが、市の補助金も最大 25 万円まで支給される。国の補助金を受け取っている場合でも、市からの補助金を併用することが可能である。この取り組みにより、20 件分の予算を計上したがすべて支給した。

(委員)

実は、私は昨年まで電気自動車に乗っていた。一番不便に感じたのは、外出先で充電設備が少ないのと、充電に時間がかかること。それと雨の日にとこの充電設備にも屋根がない。そういった点から、電気自動車の普及がまだ遅いように感じる。市役所の前にも充電設備が設置されているが、新車の値段も高いため進んでいないのではないのか。

(事務局)

急速充電器と普通充電器を令和 5 年度に本庁舎に設置した。今年度は、双海町に普通充電器を設置した。また、その他の公共施設についても充電器の設置を検討している。これらの充電設備は、国の補助金を活用して民間企業が設置するもので、国も普通充電器の普及に取り組んでいるが、普及にはまだ数年かかる見込み。

一方、電気自動車の技術革新も進んでおり、普及も少しずつ進むと考えている。設備の普及には時間がかかるものの、国の補助金や技術革新が後押しになると思うので、徐々に充電器が増えていくことを期待している。来年度以降も、民間企業と連携して充電器の設置を進めたいと考えている。

(会長)

充電器の設置場所についての情報は、市役所から発信されるのか。

(事務局)

スマホのアプリで充電器の設置場所を確認できるため、民間のツールを使って調べることができる。全国的にも充電器の設置場所はすぐに分かるようになっており、市のホームページでも情報を発信しているが、民間のツールを使う方がより確実で速い。

(委員)

不法投棄のパトロールが 58 回実施されたとのことだが、58 回パトロールを行っただけでは具体的な状況が分からない。不法投棄が増えているのか、新たな場所で発見されたのか、そういった情報があれば教えていただきたい。

(事務局)

不法投棄の件数は年々上下しているが、ほぼ同じような状況が続いている。パトロールで発見されたというより、市民からの通報が主なきっかけとなっており、新たな場所で発生することもあるが、同じ場所で繰り返し行われるケースも見受けられる。完全に無くすことは難しい状況だが、警察と連携し、事案が発生した場合には指導を行っている。件数

については劇的に減少したり増加したりすることはなく、状況は大きく変わっていないと考えている。

（事務局）

補足する。パトロールに関しては、前年度と同様に年間 50～60 回程度実施しており、その中で不法投棄が発見されるのは大体 2、3 回程度である。今年度は、タイヤの不法投棄が発見された。前年度には家電の不法投棄もあり、その場合には、不法投棄を行った方に対して、持ち帰りをお願いする張り紙を行った。もし回収されない場合は、市で回収し処分を行う対応を取っている。

（2）伊予市一般廃棄物処理実施計画（案）について

（会長）

続いて、議事の（2）伊予市一般廃棄物処理実施計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

議事（2）令和 7 年度伊予市一般廃棄物処理実施計画（案）の説明の前に、令和 6 年度の一般廃棄物処理量、「ごみ」と「浄化槽汚泥」の推移について、担当から説明する。

資料 3、「ごみ」の処理量の推移である。

令和 4 年度、5 年度の実績と、令和 6 年度の実績見込みを記載している。

資料、上段に「家庭系ごみ」の数値を記載しており、概ね減少傾向にある。主な要因は、人口減少が考えられる。令和 4 年 4 月 1 日で 35,954 人、令和 5 年 4 月 1 日で 35,709 人、令和 6 年 4 月 1 日で 35,409 人となっている。また、紙類の集団回収の減少は、集団回収を行う団体の高齢化等に伴い、活動の減少が主な要因と考えられる。

資料、中段の「事業系ごみ」は、令和 6 年度見込みで前年度比 4%増加している。要因は、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて、廃プラスチック類の分別が必要になったことで激減していたごみ量が、ゆるやかに戻ってきているのではないかと考えられる。

資料、下段の「資源化」は、令和 6 年度見込みで、資源化量が減少している。要因は、「家庭系ごみ」と共通になるが、紙類の集団回収の減少が主な原因であると考えられる。

以上、令和 6 年度の一般廃棄物処理量の推移についての説明を終わる。

（事務局）

続いて、上下水道課から一般廃棄物に係るし尿及び浄化槽汚泥の見込み量について、説明する。

資料 4、令和 5 年度の実績では、し尿が 2,127 kℓ、浄化槽汚泥が 9,698 kℓとなっている。令和 6 年度の実績見込みも、し尿が 2,099 kℓ、浄化槽汚泥が 9,732 kℓと予想している。（令和 7 年 1 月、2 月、3 月分は令和 6 年 12 月までの平均値としている。）

過去のデータや、人口変動、公共下水道等への接続、浄化槽整備区域の宅地開発などを考慮し、令和 7 年度の見込み量についても、し尿を 2,000 kℓ、浄化槽汚泥を 9,600 kℓとしている。

今後も、下水道整備区域外での合併処理浄化槽普及促進のため、ホームページ・広報等

を活用し、浄化槽担当者会議に参加、意見交換等を行い、一層の普及促進に努める。

以上、令和 6 年度実績量及び令和 7 年度予想見込み量について説明を終わる。

(事務局)

一般廃棄物処理量の推移を受けて、令和 7 年度伊予市一般廃棄物処理実施計画（案）について、担当より説明する。

資料 5、この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項と伊予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、毎年度の初めに公表している。

令和 6 年度計画から変更する内容について説明する。

5 ページ、令和 7 年度計画から、国の策定指針に基づき、「し尿及び浄化槽汚泥の収集及び処分」(3)処分の項目に処分先及び処理能力などの中間処理等に関することを記載している。

6 ページ、別表 1「令和 7 年度における一般廃棄物の処理量の見込み」の見込み量について、燃えるごみ、びん類などの資源ごみは、松山ブロック 3 市 3 町で作成するごみ処理広域化基本計画の推計量や実績に基づいた数値を、し尿、浄化槽汚泥は、先ほどの説明のあった数値を記載している。

10 ページ、別表 4 一般廃棄物処理業許可業者（収集運搬）について、一部の許可業者が 2 年に 1 度の許可更新の手続きを現在行っており、更新できなかった業者については計画公表時に削除する予定である。

以上、令和 7 年度伊予市一般廃棄物処理実施計画（案）についての説明を終わる。

(会長)

では、御意見、御質問を頂戴したい。

(会長)

令和 7 年度の実施計画案について説明があったが、この実施計画案自体は 6 年度から特に変更点はないのか。最後に言われた許可業者の更新を除き他に変更点はあるか。

(事務局)

5 ページ、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の収集及び処分に関する項目について、国の指針に対応する形で、処分先や処理能力に関する詳しい内容を追加した。

(会長)

市民の方々から見た場合の実質的な変化は特になしという理解でよいのか。

(事務局)

はい。

(3) 伊予市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの一部改正について

(会長)

続いて、議事の(3)太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの一部改正について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料 6、令和 3 年 6 月に、事業用太陽光発電施設の設置に関し、安全や周辺環境等に配

慮するとともに、太陽光発電施設の円滑な導入を促進するため、「伊予市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を策定した。

その後、法律の改正が行われ、発電した電力の買取価格について従来の固定価格で買い取る制度に加えて、新たに、市場価格を踏まえて一定のプレミアムを交付する制度等が創設された。そこで、法改正に対応するため、ガイドラインの改正を行うこととした。

新旧対照表をご覧いただきたい。主な改正点は、法律名の変更に对应するため、ガイドライン第2条第1項に標記している「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特措法」から「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に修正を行っている。

また、国の事業認定の必要ない事業は、事業概要等確認するため（様式第2号）伊予市太陽光発電施設計画届出書に別紙事業概要書等の追加を行っている。

以上で、伊予市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの一部改正についての説明を終わる。

（会長）

では、御意見、御質問を頂戴したい。

（委員）

太陽光発電について、事業者と個人が設置するものがあるが、そもそもの始まりは売電価格、つまり余剰電力を電力会社買い取ってもらうものであったと思うが、年々その価格が下がってきている。現在の売電価格はどのくらいなのか。

（事務局）

今回のガイドラインでは、家庭用の住宅屋根に設置する設備は対象外である。委員からの質問にもあったが、個人宅は、売電よりも蓄電池を使った自家消費の形にシフトしている。国のガイドラインを補足する形で市のガイドラインを策定している。現在の家庭用太陽光発電容量10kwh未満の売電価格は1kwhあたり15円程度であり、固定価格制度により10年間は固定されるが、10年を経過すると価格は下がっていく。

（委員）

太陽光パネルの耐用年数は約10年と言われているが、それくらいなのか。

（事務局）

私も自宅に実際に設置したが、その時に業者から聞いたのは、昔のお風呂のお湯を沸かすパネルと同じもので、長くても20～30年と言われた。環境によっても耐用年数は変わってくる。

（委員）

わかりました。

（4） 令和6年度の主な取組について

（会長）

続いて、議事の（4）令和6年度の主な取組について、事務局から報告をお願いします。

（事務局）

議事(4) 令和6年度の取組状況について、環境政策課所管と上下水道課所管に関する取組を報告させていただく。

まず、環境政策課所管について、報告する。

資料7、普及・啓発事業について、今年度は、環境教室4回、啓発活動2回の計6回開催した。

- ① 環境教室「目指せ！エコライフ～愛媛県や伊予市の海洋ごみ問題について～」では郡中小学校5年生にSDGs及び世界と本市の海洋ごみの現状についてクイズを交えて学んでいただいた。
- ② 環境教室では「伊予市のごみ分別について」愛媛医療生活協同組合の組合役員に対して開催した。
- ③ 夏休み環境教室「森の体験講座」円形木琴工作体験」と題し、愛媛県環境カウンセラーに協力いただき、森林のはたらきや木材利用について学んだ後、親子で円形木琴の工作で木と触れ合ってもらった。
- ④ 夏休み環境教室「気にしてみよう考えてみよう 水について ～顕微鏡や水質測定器で水を調べよう～」と題し、愛媛県浄化槽協会に協力いただき、顕微鏡や水質測定器を使った実験などを通して、暮らしと水の関わりや污水处理の仕組みなどについて学んでいただいた。
- ⑤ 啓発活動「まつやま環境フェア」では松山圏域中枢都市圏の概要パネルや、6市町の地球温暖化対策に関する取組等を紹介するパネル等を展示し、各市町に関するクイズの正解者に対して、ゲームを通じてノベルティーグッズをプレゼントした。
- ⑥ 啓発活動「いよし市民総合文化祭&ふるさとフェスティバル」では企画政策課と合同で、ごみ分別アプリ「さんあ～る」及び、えひめ電子申請システム(粗大ごみの申込)の周知を目的としたパネル展示を行い、伊予市のSNS等をフォローした方に対して、ガラポン抽選でSDGsグッズをプレゼントした。

資料8、公共施設へのEV充電器設置事業について報告する。

本事業は、民間事業者が電気自動車の充電機器を本市が所有する施設に設置することにより、脱炭素社会の実現及びEVの普及に寄与する利用環境の設備を行うことを目的としている。事業実施にあたり、プロポーザルを経て、令和6年4月に受託事業者としてエネチェンジ株式会社を選定した。

1 ページ、本事業の受託事業者であるエネチェンジ株式会社の概要である。下段の赤枠で囲まれた部分、EV充電事業において本市と連携することになる。

2 ページ、上段には、提携している民間企業や自治体の一部が抜粋されている。下段には、EV充電エネチェンジについて記載されている。EV充電器の設置から維持管理まで、トータルでサポートを提供する体制が整って、本市の負担は必要最低限に抑えられる。

3 ページ、EV充電器の特徴や決済方法について記載されている。最も設置・利用されている6KWの普通充電器は、国の補助金を活用することで、設置費用や月額費用が0円となるプランを提供している。また、充電カードやスマホアプリなど、さまざまな決済方法に

対応し、従量課金制（充電した分だけ支払うアプリでの決済）を提供している。

4 ページ、稼働状況の管理やアフターサポート体制について紹介されている。365 日運営のサポートセンターがトラブルにも対応し、充電器本体はエネチェンジ株式会社の所有・管理のため、メンテナンス対応が不要となる。

エネチェンジ株式会社は多くの自治体や企業と連携し、EV 充電インフラの整備を積極的に推進している。本市における地域社会の発展と EV 充電インフラの構築及びゼロカーボンシティの実現に寄与することを目的として、「伊予市の公共施設等への EV 普通充電設備の普及に向けた連携協定」を令和 6 年 11 月 20 日付けで締結した。

連携協定の取組事項は、

1. クリーンエネルギーと電気自動車の普及促進に関すること
2. EV 充電インフラの向上に関すること
3. 観光振興や産業振興など地域経済の発展に関すること
4. 環境の保全及び脱炭素社会の実現に関すること
5. 災害時における EV 普通充電インフラの提供に関すること

本協定に基づき、公共施設 2 ヶ所（双海地域事務所、下灘コミュニティセンターの駐車場）に、各施設 4 基の EV 充電器を設置し、12 月 2 日から運用を開始した。他の公共施設も、今後導入について検討を進めたいと考えている。

資料 9、「ごみ分別の手引き・辞典」の改訂について報告する。

数年に一度、「ごみ分別の手引き・辞典」を作成し、全戸に配布している。令和 5 年度より松山市西クリーンセンターへ可燃ごみを搬入するようになり、分別の一部を変更したため、この度、「ごみ分別の手引き・辞典」を改訂し、全戸配布を行った。

以前までの「ごみ分別の手引き・辞典」では、主に日々のごみ捨てに関する分別やルール等の内容を取り扱っていたが、市の現状等を載せたページはなかった。

しかし、全戸配布を行うことで、多くの市民に市の現状等を知っていただけるため、また昨年度の環境審議会での委員のご意見を踏まえ、今回、様々な情報を追加した内容とした。

2～3 ページ、市民の皆さんが排出したごみがどのように処分・資源化されているのかを分かりやすくまとめた表を掲載している。この表を見ることで、市民の皆さんの分別が資源循環に繋がっていることを理解してもらえる内容にしている。

4 ページ、家庭ごみ収集量の推移とごみ処理経費を掲載している。家庭ごみ収集量の推移を見ると、1 人 1 日あたりのごみ排出量が減少しているのが分かる。また、ごみ処理経費を見ると、1 人 1 年度あたりの処理経費が増加していることが分かる。

5 ページ、ごみを減らすためにできることとして、家庭で実践できる「リデュース・リユース・リサイクル」の 3R や「使い切り・食べきり・水切り」に関する内容を掲載している。

6～7 ページ、市で行っている「おいしい食べきり運動推進店」の紹介や「生ごみ処理機等購入補助金」、「資源ごみの集団回収に対する補助金」の記事を載せている。

全体的に、前回のものよりも市民の皆さんがより分かりやすくなるような内容に変更した。

市民の皆さんが手にする「ごみ分別の手引き・辞典」にこのような情報を盛り込むことで、少しでも多くの市民に市の現状を知っていただき、分別を進めていただければ、最終的にはごみの減量化及び資源化に繋がると考えている。

以前から環境審議委員の皆様にご指摘いただいていた情報発信の点では、効果的な手法となったのではないかと思います。

資料 10、伊予市「市民満足度調査」について報告する。

本調査は、市が取り組む各種施策に市民の意見を反映させ、事務の改善や改革に役立てることを目的として、2年に一度実施している。

6 ページ、令和 6 年度調査では、循環型社会構築に向けた環境づくりの枠組みの中で、二酸化炭素の排出削減への関心や、環境保護のために日常生活で行っている取り組みについて、環境政策課に関連する調査項目を新たに追加した。

17 ページ、本調査の集計結果を抜粋したものになる。本調査は、令和 6 年 8 月 15 日から 9 月 13 日までの 30 日間で実施され、調査票の送付数は 1,500 通、調査票の回答数は 527 件（回収率 35.1%）となった。18 ページ、回答者の性別、年齢、住居地区の集計結果を掲載し、19 ページにその集計結果をグラフとして視覚化したものになる。

20 ページ、環境政策課に関する調査項目についての回答結果が掲載されている。まず、「二酸化炭素の排出削減にどの程度関心を持っているか」という質問に対し、102 人の方が「関心がある」、186 人の方が「少し関心がある」と回答し、全体の約 55%の市民が一定の関心を持っているという結果が得られた。続いて、「環境保護のために日常生活で行っていること」についての質問では、456 人の方が「ごみの分別やりサイクル」を実践しており、445 人の方が「エコバックの使用」を行っていることが分かった。このような取り組みを行っている市民の皆様は、全体の約 85%を占めている。また、半数近くの方々が「食口の削減」や「マイボトルの使用」に取り組んでいることも判明した。

21、22 ページ、先ほどの質問を性別で集計した結果が掲載されており、23、24 ページに年齢別で集計結果が示されている。

今回の調査結果から、市民の環境問題への関心が非常に高いことが明らかとなった。特に、「二酸化炭素の排出削減に関心がある」と回答した市民は約 55%に達しており、また、日常的な環境保護の取り組みとして「ごみの分別やりサイクル」や「エコバッグの使用」などを実践している市民は約 85%と高い割合を示している。この結果は、市民の環境意識の高さを示しており、今後の環境政策推進において、市民の意見を反映させることの重要性を再確認させるものである。

今後も市民と協力し、環境政策のさらなる強化を図るため、市民満足度調査から得られた知見を基に、具体的な施策を一層強化していく必要があると考えている。

以上、環境政策課所管の報告を終わる。

（事務局）

続いて、上下水道課所管について、令和 6 年度伊予市浄化槽設置整備事業補助金の実績

について報告する。

報告前に資料の訂正がある。4ヶ所訂正をお願いする。

資料 11、新築では、5 人槽 19 基、7 人槽 1 基、10 人槽 0 基。転換では、5 人槽 3 基、7 人槽 3 基、10 人槽 1 基の計 27 基でした。また、昨年度追加した転換に係る撤去費について、「既存槽が家屋の基礎にかかっている」や「撤去するために使用する重機等が敷地に入らない」などの理由によりわずか 2 基という結果でした。なお、今年度の申請は令和 6 年 12 月 20 日をもって終了した。

近年、転換の補助実績が伸び悩んでいるため、これまでの広報やホームページによる市民への周知に加え、新たな周知方法を検討し、さらなる転換促進・水環境改善に努める。

以上、議事（4）について、報告を終わる。

（会長）

では、御意見、御質問を頂戴したい。

（委員）

先ほど EV 補助金についてお聞きしましたが、市の補助金は 25 万円ほどであると伺った。それは新車購入時の補助金なのか。

（事務局）

はい、その通り新車購入に対する補助金である。

（委員）

ちょっと私の経験を踏まえて、EV 補助金について提案をしたいと思う。私は軽自動車の初期型 EV を昨年まで使用していた。ところが、EV はバッテリーが年々劣化してくるので、走行力が衰える。特に冬場や上り坂では、性能がかなり低下してしまう。自宅でほとんど充電していたので、電気代はほとんどかからず、オイル交換も不要だった。コスト的には非常に安い車だなと思ったのだが、冬場の出力低下や上り坂の弱さが問題である。私の住んでいるところは、出かけると帰りは必ず峠を越えなければならない。70 キロくらいのスピードが出る EV が、峠の坂道になると出力が落ち、20 キロくらいしか出なくなる。バッテリーの劣化が原因だと分かり、メーカーと話した結果、バッテリー交換が必要ということになったが、その費用が約 100 万円かかると言われた。このまま乗り続けるのは難しいと判断して車を買替えた。こういった経験から、もし補助金を出すのであれば、国が新車購入に対して補助を出しているのであれば、市は中古車のバッテリー交換にも補助が出せるように検討していただきたい。新車だけでなく、バッテリー交換費用にも補助があれば、もっと普及が進むのではないかと思う。

（事務局）

EV 補助金については、3 年を目途にさまざまな検討を進めていきたいと考えている。ご意見を参考にしながら、国の動向も踏まえて、今後の方針を決めていきたいと思う。

（会長）

市民満足度調査だが、多くの市民の皆様には協力いただいている。驚いたのは、回収率が 35.1%と高く、市民の意識の高さを強く実感した。調査結果を見ても、環境意識が非常に高く、まさに事務局が言う、次の具体的な市のアクションに対して大きな期待をして

いる。もちろん、次のアクションや施策についてはこれから考えていくとのことだが、どのあたりがポイントとなり、どのように進めていく予定か、何かコメントをいただければありがたい。気になった点は、地球温暖化の排出削減に関心を持っていない方も一定数いるということだが、それに捕らわれずに何か発言があればお聞かせいただきたい。

(事務局)

資料の 20～21 ページに調査結果がある。本市ではゼロカーボンシティ宣言を行い、二酸化炭素排出量を抑える政策を今後も続けていきたいと考えている。来年度は、まず先ほども述べた EV の補助金を継続するほか、脱炭素に加え、防災も絡めた「安心安全プロジェクト」を推進していく。具体的には、企業に EV を購入していただき、協定を締結することで、災害時には EV を避難所に派遣し、蓄電池として電源供給を行ってもらうような仕組みを作りたいと考えている。このように、二酸化炭素排出の抑制と防災を結びつけていくことを目指している。また、来年度は公共施設の LED 化を進めることが最も効率的であるため、これを優先して検討している。蛍光灯が廃止されるため、この機会に令和 7 年度までの有利な起債を活用し、この起債は交付税で約 50%が返還されるため、主要な公共施設の蛍光灯をすべて LED に交換する予定である。今年度中に設計を終わらせ、来年度には工事を行うための予算化を進めている。これにより、二酸化炭素の排出量削減と省エネを実現したいと考えている。

(会長)

21 ページ、二酸化炭素排出削減に関する関心度について、関心を持っている方が多い一方で、「どちらとも言えない」と答えた女性が多いことが意外であり、少し疑問に感じた。市の政策を積極的に発信していくことで、市民の皆様や委員の方々を通じて、この意識が広がり、さらに高まっていくのではないかと考えている。

(5) その他

(会長)

最後、議事の (5) その他について、審議、連絡等あればお願いします。まず委員からないか。

(委員)

資料 5、一般廃棄物に関するごみ集積場について、私の地域では 40 年以上前に鉄かごを燃えるごみ、プラごみ、その他ごみを分けて入れるために作った。しかし、鉄かごは錆びてボロボロになっている。当時、約 20 件の家庭がお金を出して作ったものだが、区や市からも補助金が半分程度支給されると以前の組長さんから聞きました。ところが、市に問い合わせたところ、そのような補助はないと回答された。要綱には、このような補助はないのか。最近、他の地域で最新型のステンレス製のきれいなごみかごや蓋付きのごみかごが設置されているのを見かけた。うちの地域の鉄かごは、錆びてカラスや猫に荒らされ、ごみ当番も大変である。見回りをしている、よそから不法投棄されることもある。地域の方々からも何とかならないかとよく言われるが、補助金等はないのか。

(事務局)

実際、ごみ集積場に関する要望はかなり多くあるが、集積場の管理は地域の方々をお願いしている。その理由として、年々集積場が増えており、現在、市内には約 1000 か所の集積場がある。新興住宅地ができるたびに新たな集積場が設けられ、どんどん増えている。一方で、例えば 10 件以上の世帯が集まらないという要件はあるが、高齢化などで戸数が減っている地域も多い。そのため、回収車が各集積場を回るのに時間とコストがかかり、効率が悪化している。回収車が何度も回らなければならず、その分、費用も増加している。このような事情から、市としては集積場の統廃合を進め、数を減らしていきたいと考えているが、残念ながら毎年、集積場の数は増加している。補助金に関しては、このような状況を踏まえて、市としてはできない。管理している地域の方々に負担をお願いしている。

もう一点、ごみ集積場に関しては近隣住民からの苦情や嫌がる声も一部ある。そのため、積極的に新たな集積場を増設することは避けており、補助金は出さずに地域の自主性にお任せする現状となっている。

(委員)

資料 1、3 ページの生物多様性関連のイベントの開催回数について、提案がある。私は伊予市の海をきれいにし隊で郡中小学校の 5 年生にアドバイスをさせてもらった。その中で感じたことは、市が実施したイベントの開催回数がここに反映されていると思うが、先ほどパネル展示などの実施状況の資料を見せてもらった。私の息子が翠小学校で今年、浄化槽の勉強をして水質汚染の測定方法を学び、その後、翠地区のホタル保存会の委員さんのお話を聞き、自分たちが何をしたらいいかを発表した。このように、各小学校や中学校で行った発表内容を市のイベントで発表し、その内容をさらに多くの市民に発信することは可能でしょうか。そうすることで、イベントの開催回数も増えると思うがどうか。

(事務局)

そのようなことを考えていなかったもので、斬新だと思った。検討させていただく。

(委員)

他の小学校で行われた環境の授業や、考察・研究の内容を私自身も知りたいと思っているので、ぜひそういった機会があればと思う。

(会長)

貴重な意見だったと思う。おっしゃる通りで、私も勉強になった。それぞれの場所でさまざまな試みやイベントが行われているが、それで終わらせるのはもったいない。むしろ、うまく連携することで、市民の皆様の繋がりも生まれるし、市役所への信頼感も高まるような気がする。ぜひ、今の意見をヒントにして、さまざまな企画を考えていただきたい。

(委員)

不法投棄についてお聞きしたいのだが、2 年ほど前に林道整備で、ほとんど人が住んでいない地区に行った際、冷蔵庫やテレビなどが不法投棄されていた。私も不法投棄されているのを見かけたのですが、その時は困ったねと思うだけで終わっていた。例えば、こうした不法投棄の現場を見かけた場合、市に連絡をして、市で撤去してもらうような仕組みになっているのか。その時は、それだけで終わってしまったのだが。

(事務局)

不法投棄の撤去等については、原則として、土地の所有者が処分することとなっている。ただし、不法投棄を行った者（捨てた者）が回収するのが通常である。もしそのような状況が発生した場合は、市に相談いただければ、まず現場の確認をさせていただく。状況によっては警察とも連携し、対応することも可能で、個別に対応させていただくことになるが、原則は土地の所有者が処分するという形になる。

（委員）

会長にお聞きしたいのだが、二酸化炭素の問題が地球温暖化に関連しているとされている。アメリカの大統領が1期目のときには、そのようなことは絶対はないと言っていた。今回、再び大統領になった際には化石燃料の使用を推奨している。実際、科学的に見て、化石燃料などが地球温暖化に影響を与えているという根拠はあるのか。

（会長）

今の質問への回答は控えさせていただきたい。その点については、専門家の意見を大切にしたいと考えている。ただ、CO2排出に関する影響がどこまでかは別として、環境を守るために循環型社会をめざすという方向性自体は間違っていないと思う。そのため、この委員会の取り組みは非常に重要で、市民の皆様の前向きな活動も大切だと考えている。

（会長）

他にご意見等ないか。

（委員）

これは環境問題の一つとして、海の水がきれいになりつつある一方で、魚が住めなくなるような状況が近年見られる。栄養塩類（窒素やリン）の問題について、県の方からも話が出ているかと思うが、おそらく市にも届いていると思う。栄養塩類の排出を減らすことは難しいと思われるが、市としてどのように対応していこうと考えているのか、伺いたい。

次に、会長にお伺いしたいのが、マイクロプラスチックに関していろいろな取り組みをされているかと思う。海にはナイロンや発泡スチロールなどが劣化してプラスチックの破片になると言われているが、私が聞いたところによると、車のタイヤが一番大きな原因ではないとも言われている。また、紅茶のティーバッグやポリエチレン製のパックなどからもプラスチック粒子が大量に排出されるとのことだが、それがどれほど害を及ぼすのか、特に脳に溜まる可能性があるとも聞いている。これについてお話を伺えればと思う。

（事務局）

栄養塩類に関しては、県から上下水道課に連絡があり、市としては、できる範囲で協力を進めていく方針で、県にもその旨を報告している。

（会長）

タイヤやティーバッグなどからプラスチック粒子が排出されているとの論文が出されていることは承知している。ただ、私の知る限り、我々が普通に生活をしている実際の環境の下で、それらが人の健康に対してどの程度の影響を及ぼしているかは、まだ十分に明確となっていないと理解している。

（委員）

私たち市民一人ひとりが意識と行動を起こせるよう、市にはそのための発信をしてもらいたい。

(会長)

他に委員からなければ事務局はいかがか。

(事務局)

今年度の審議会の開催は、今回（第２回）で終了となる。

令和７年度は、年間３回の審議会開催を予定している。１０月頃に第１回目の審議会を開催し、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の見直し及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との統合について諮問する予定である。

第２回目の審議会は１２月頃に開催を予定しており、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の見直し及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との統合に関する素案をお示しする予定である。また、災害廃棄物処理計画の見直しについても意見をいただく予定である。

第３回目は翌年２月頃の開催を予定しており、その際に最終案のご確認をお願いする予定である。

以上、連絡を終わる。

(会長)

他にないようなら、本日の議事を終了する。委員の皆様の円滑な進行への協力にお礼申し上げます。進行を事務局へ返す。

３ 閉会

以上で第２回伊予市環境審議会を閉会とする。